

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地
(商 号) クラウドゲート株式会社

上記被審人に対する平成23年度(判)第25号の2金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金3125万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年5月7日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項2号及び4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年3月2日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別紙1)

1 課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実

金融商品取引法178条1項2号及び4号に該当

被審人は、東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地に本店を置き、その発行する株式が札幌証券取引所アンビシャス市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年 3月30日	第7期事業年度会計期間に係る有価証券報告書	平成18年1月1日 ～平成18年12月31日 の会計期間	損益計算書	経常損益が▲36百万円であるところを66百万円と、当期純損益が▲45百万円であるところを60百万円と記載	・架空売上の計上 ・売上原価の過少計上等
				貸借対照表	純資産額が325百万円であるところを431百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
2	平成19年 9月28日	第8期事業年度中間会計期間に係る半期報告書	平成19年1月1日 ～平成19年6月30日 の中間会計期間	中間 損益計算書	中間純損益が ▲100百万円であるところを ▲64百万円と記載	・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上 ・長期前払費用の過大計上等
				中間 貸借対照表	純資産額が494百万円であるところを639百万円と記載	
3	平成20年 3月31日	第8期事業年度会計期間に係る有価証券報告書	平成19年1月1日 ～平成19年12月31日 の会計期間	損益計算書	経常損益が▲131百万円であるところを54百万円と、当期純損益が▲191百万円であるところを56百万円と記載	・架空売上の計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等
				連結 貸借対照表	連結純資産額が400百万円であるところを760百万円と記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
4	平成 20 年 9 月 26 日	第 9 期事業年 度中間連結会 計期間に係る 半期報告書	平成 20 年 1 月 1 日 ～平成 20 年 6 月 30 日の中間連結会計 期間	中間連結 損益計算書	連結経常損益 が▲260 百万円 であるところ を▲190 百万円 と、連結中間純 損益が▲269 百 万円であるとこ ろを▲211 百 万円と記載	・架空売上の計 上 ・ソフトウェア の過大計上 ・コンテンツの 過大計上 等
				中間連結 貸借対照表	連結純資産額 が 237 百万円 であるところ を 649 百万円 と記載	
5	平成 21 年 3 月 27 日	第 9 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 20 年 1 月 1 日 ～平成 20 年 12 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額 が▲519 百万円 であるところ を▲389 百万円 と記載	・ソフトウェア の過大計上 ・コンテンツの 過大計上 ・貸倒引当金の 過少計上 等
6	平成 21 年 5 月 15 日	第 10 期事業年 度第 1 四半期 会計期間に係 る四半期報告 書	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日の第 1 四半期会 計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 374 百万円であ るところを▲ 259 百万円と記 載	・ソフトウェア の過大計上 ・コンテンツの 過大計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
7	平成 21 年 8 月 12 日	第 10 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 6 月 30 日の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 415 百万円であるところを▲ 280 百万円と記載	・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等
8	平成 21 年 11 月 13 日	第 10 期事業年度第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 21 年 7 月 1 日 ～平成 21 年 9 月 30 日の会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 156 百万円であるところを▲ 29 百万円と記載	・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等
9	平成 22 年 3 月 29 日	第 10 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書	平成 21 年 1 月 1 日 ～平成 21 年 12 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が▲ 83 百万円であるところを 42 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等
10	平成 22 年 5 月 14 日	第 11 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 91 百万円であるところを 25 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等
11	平成 22 年 8 月 13 日	第 11 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 106 百万円であるところを 840 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
12	平成 22 年 11 月 15 日	第 11 期事業年度第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 3 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 128 百万円であるところを▲ 31 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・ソフトウェアの過大計上 ・コンテンツの過大計上等
13	平成 23 年 3 月 28 日	第 11 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書	平成 22 年 1 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の会計期間	貸借対照表	純資産額が 13 百万円であるところを 83 百 万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・コンテンツの過大計上等
14	平成 23 年 5 月 16 日	第 12 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 23 年 1 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の第 1 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 14 百万円であるところを 45 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・コンテンツの過大計上等
15	平成 23 年 8 月 15 日	第 12 期事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 2 四半期会計期間	四半期 貸借対照表	純資産額が▲ 34 百万円であるところを 19 百万円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・コンテンツの過大計上等

（注）金額は原則として百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

第 2

平成 19 年 1 月 30 日、平成 18 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの中間会計期間につき、架空売上の計上等により、同期間における経常損益が 5 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 48 百万円の利益と、同期間における純損益が 12 百万円の損失であったにもかかわらず、これを 43 百万円の利

益と記載するなどした同期間における損益計算書を掲載した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年2月27日、2,500株の株券を212,500,000円で取得させ、もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の表に掲げる事実につき

番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）172条の2第1項本文、金融商品取引法24条1項、旧金融商品取引法施行令33条の5の3、証券取引法172条の2第1項2号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令2条1号

番号2

旧金融商品取引法172条の2第2項前段、1項本文、金融商品取引法24条の5第1項

番号3

旧金融商品取引法172条の2第1項本文、金融商品取引法24条1項

番号2及び同3は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに旧金融商品取引法185条の7第2項及び平成20年内閣府令第79号による改正前の金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（以下「旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」という。）61条の2を適用する。

番号4

旧金融商品取引法172条の2第2項前段、1項本文、金融商品取引法24条の5第1項

番号5

旧金融商品取引法172条の2第1項本文、金融商品取引法24条1項

番号4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに

旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 61 条の 2 を適用する。

番号 6、同 7 及び同 8

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 9

金融商品取引法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 6、同 7、同 8 及び同 9 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

番号 10、同 11 及び同 12

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

番号 13

金融商品取引法 172 条の 4 第 1 項本文、24 条 1 項

番号 10、同 11、同 12 及び同 13 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 を適用する。

番号 14 及び同 15

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法 172 条 1 項 1 号、3 項、金融商品取引法 5 条 1 項

3 課徴金の計算の基礎

別紙 1 の第 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文、旧金融商品取引法施行令 33 条の 5 の 3 及び証券取引法 172 条の 2 第 1 項 2 号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令 2 条 1 号の規定により、被審人の第 7 期事業年度会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に相当する額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (12,939 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、3,000,000 円となる。

番号 2 及び同 3

旧金融商品取引法 172 条の 2 第 1 項本文及び 2 項前段の規定により、被審人の第 8 期事業年度中間会計期間に係る半期報告書（以下「第 8 期半期報告書」という。）及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 8 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 3 を乗じて得た額 (34,447 円)

が

② 3,000,000 円

を超えないことから、

第 8 期半期報告書については、3,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 1,500,000 円

第 8 期有価証券報告書については、3,000,000 円

となるが、第 8 期半期報告書及び第 8 期有価証券報告書が、いずれも第 8 期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法 185 条の 7 第 2 項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の

2の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第8期半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

第8期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号4及び同5

旧金融商品取引法172条の2第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第9期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（以下「第9期半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第9期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（21,984円）

が

- ② 3,000,000円

を超えないことから、

第9期半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

第9期有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、第9期半期報告書及び第9期有価証券報告書が、いずれも第9期事業年度に係るものであることから、旧金融商品取引法185条の7第2項及び旧金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の2の規定により、3,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第9期半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

第9期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

番号6、同7、同8及び同9

金融商品取引法 172 条の 4 第 1 項本文及び第 2 項前段の規定により、被審人の第 10 期事業年度第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第 10 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第 10 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第 10 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 10 期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 10 期第 1 四半期報告書	7,561 円
第 10 期第 2 四半期報告書	21,929 円
第 10 期第 3 四半期報告書	32,933 円
第 10 期有価証券報告書	19,647 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 10 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 10 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 10 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 10 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 10 期第 1 四半期報告書、第 10 期第 2 四半期報告書、第 10 期第 3 四半期報告書及び第 10 期有価証券報告書が、いずれも第 10 期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法 185 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令 61 条の 3 の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 10 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第 10 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第10期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=1,200,000 円

第10期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000$

+6,000,000)

=2,400,000 円

となる。

番号10、同11、同12及び同13

金融商品取引法172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第11期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第11期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第11期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第11期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度会計期間に係る有価証券報告書（以下「第11期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第11期第1四半期報告書	25,842 円
第11期第2四半期報告書	25,951 円
第11期第3四半期報告書	19,646 円
第11期有価証券報告書	21,843 円

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第11期第1四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第11期第2四半期報告書については、6,000,000 円の2分の1に相当する額である3,000,000 円

第11期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第11期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第11期第1四半期報告書、第11期第2四半期報告書、第11期第3四半期報告書及び第11期有価証券報告書が、いずれも第11期事業年度に係るものであることから、金融商品取引法185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第11期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第11期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第11期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第11期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号14及び同15

金融商品取引法172条の4第2項前段、1項本文の規定により、被審人の第12期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第12期第1四半期報告書」という。）及び同事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書（以下「第12期第2四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の

6 を乗じて得た額

が

第 12 期第 1 四半期報告書	21,280 円
第 12 期第 2 四半期報告書	19,000 円

② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 1 2 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 1 2 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

となる。

別紙 1 の第 2 に掲げる事実につき

旧金融商品取引法 172 条 1 項 1 号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 2 に相当する額が課徴金の額となることから、

平成 19 年 1 月 30 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$212,500,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 4,250,000 \text{ 円}$

となる。

(注) 本件は、審判官から事件の分離が命じられたため、事件番号が第 25 号と第 25 号の 2 に分かれている。